

国会公契第40号
令和5年3月9日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部改正について（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第5 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを<input type="text"/>入力画面<input type="text"/>上<input type="text"/>において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。）。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>附則 1～15 (略) (令和5・6年度の等級区分に係る残留措置)</p> <p><u>16</u> 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき令和5・6年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和3・4年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。</p> <p><u>17</u> 前項の申請をした者については、令和5・6年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。</p>	<p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第5 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを別添<input type="text"/>の入力画面<input type="text"/>上<input type="text"/>において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。）。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>附則 1～15 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案

現行

メニュー 申請の手引き 連絡先
 定期競争参加資格審査 インターネット一元受付 (建設工事)
 許可番号: [] 審査基準日: 令和 [] 年 [] 月 [] 日 申請者データ名: []

必須データ
 申請書 []
 営業所 []
 完工高 []

申請地域
 地方整備局等 (港湾空港関係含む) []

業種別
 業種別1 []
 業種別2 []
 業種別3 []
 業種別4 []
 業種別5 []

建設工事種別	建設分工程名	希望平均完成工事高(千円)
土木一式	一般土木	0
	遮音壁	0
	グラウト	0
	プレストレストコンクリート	0
	法面処理・擁護等 (自然環境共生工事)	0
	土木保全・擁護等 (自然環境共生工事)	0
	護岸・擁護等 (自然環境共生工事)	0
	防護柵・擁護等 (自然環境共生工事)	0
	トンネル内装	0
	軌道	0
	港湾土木	0
レール帯除雪	0	
一般土木・橋梁補修	0	
遮音壁・橋梁補修	0	
グラウト・橋梁補修	0	
プレストレストコンクリート・橋梁補修	0	
土木保全・擁護等 (自然環境共生工事)・橋梁補修	0	
護岸・擁護等 (自然環境共生工事)・橋梁補修	0	
防護柵・擁護等 (自然環境共生工事)・橋梁補修	0	
その他	0	
合計	0	

メニュー 申請の手引き 連絡先
 定期競争参加資格審査 インターネット一元受付 (建設工事)
 許可番号: [] 審査基準日: 令和 [] 年 [] 月 [] 日 申請者データ名: []

必須データ
 申請書 []
 営業所 []
 完工高 []

申請地域
 地方整備局等 (港湾空港関係含む) []

業種別
 業種別1 []
 業種別2 []
 業種別3 []
 業種別4 []
 業種別5 []

希望工事種別	希望平均完成工事高(千円)	申請を希望する都府県											平均	
		東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	海外	合計		
一般土木工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アスファルト舗装工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
築地工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建設工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暖房衛生設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セメント・コンクリート舗装工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プレストレストコンクリート工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法面処理工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
築造工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維持修繕工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河川・せき・ゲタ工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グラウト工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
橋打工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さく井工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プレハブ建築工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受電設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
橋梁補修工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(申請外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾等土木工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾土木工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾等しゅんせつ工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾等舗装工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾等設備工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(申請外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
希望工事種別	希望平均完成工事高(千円)	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	海外	合計	申請を希望する都府県	

※ 上記要領は、「国土交通省地方整備局(建設・河川・都市開発・公園関係・港湾空港関係)・国土交通省大府管轄官庁業務部及び国土技術政策総合研究所(横断執行委を除きます)」に登録を希望する方が入力してください。

改正案

現行

メニュー 申請の手引き 連絡先

定期競争参加資格審査
インターネット一元受付
(建設工事)

許可番号 [] - [] 商業基準日 令和 [] 年 [] 月 [] 日 申請書データ名 []

入力にあたっては、インターネット一元受付の「作成の手引き」を必ずご覧ください。

■株式会社等、所屬する組合、建設業者に限らず持株会社等も記述対象です。
 有 無

建設業許可番号 [] 商号又は名称 [] 本店住所 [] 本店電話番号 [] 備考 []

申請書 [] 営業所 [] 完工高 []

申請種類
地方整備局等
(港湾空港関係含む)

追加 [] コピー [] 修正 [] 削除 []

■子会社等 建設業者 (道路関係作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で建設業許可を受けていない者も含む。) が記述対象です。
 有 無

建設業許可番号 [] 商号又は名称 []

追加 [] コピー [] 修正 [] 削除 []

■役員に兼任する事項 建設業者 (道路関係作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で建設業許可を受けていない者も含む。) が記述対象です。
 有 無

申請者役職	取締役区分	氏名	建設業許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職	取締役区分

追加 [] コピー [] 修正 [] 削除 []

メニュー 申請の手引き 連絡先

定期競争参加資格審査
インターネット一元受付
(建設工事)

許可番号 [] - [] 商業基準日 令和 [] 年 [] 月 [] 日 申請書データ名 []

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

有 無

氏名	申請者役職	就任年月日	退職年月日	退職時官職

新規 [] コピー [] 削除 []

氏名 []
 申請者役職 []
 就任年月日 [] 年 [] 月 [] 日
 退職年月日 [] 年 [] 月 [] 日
 退職時官職 []

※1 社内異動及び新規採用は問わず、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を入力してください。
 (平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている場合には、入力しないでください。)

※2 「退職時官職」欄は、出来るとは詳しく入力してください。但し、「国土交通省」は入力しないで下さい。
 (例: ○○地方整備局○〇河川国道事務所○課長)

※3 「退職年月日」及び「退職時官職」欄は、把握している範囲で入力してください。

※ 上記業務調査の対象機関は下記のとおりです。 国土交通省大臣官庁会計課、国土交通省地方整備局 (道路・河川・官庁営繕・公園関係)、国土交通省地方整備局 (港湾空港関係)、国土交通省大臣官庁管理情報部、国土技術政策総合研究所 (港湾関係を除きます)、北海道開発局